

令和4年第13回（定例）高砂市教育委員会 会議録

日時

令和4年8月25日午後3時00分

場所

高砂市役所本庁舎3階301会議室

出席者

衣笠教育長、吉田委員、山名委員、神尾委員、吉屋委員

出席事務局職員

永安教育部長、木田教育推進室長、藤原学校教育室長、三木教育総務課長
四方生涯学習課長、高橋学校給食課長、福永学校教育課長

本日の会議に付した事件

協議事項

- 1 高砂市学校給食費に関する条例（案）について
- 2 高砂市学校給食費に関する条例施行規則（案）について
- 3 高砂市教育長の職務代理者の事務委任に関する規則（案）について

報告事項

- 1 高砂市教育施設整備庁内検討委員会設置要綱について
- 2 庁内委員会委員の任命について
- 3 高砂市教育委員会事業後援・共催について

その他

- 1 9月行事予定について

議 事 報告事項 3 高砂市教育委員会事業後援・共催について

○事務局 (報告事項3について説明)

○教育長 説明は終わりました。何か御質問ございますか。
承認いただきましたので、よろしく願いいたします。

議 事 協議事項 1 高砂市学校給食費に関する条例(案)について

協議事項 2 高砂市学校給食費に関する条例施行規則(案)について

○事務局 (協議事項1、2について説明)

○教育長 説明は終わりました。何か御質問ございますか。

○委員 この規則は令和5年の4月1日から施行するということですが、第3条で金額を記載していたら、その都度、変更があるたびに変わるわけですね。

○事務局 はい。小学校でしたら263円、中学校293円ですが、料金変更をするたびに、規則変更というのはする予定です。

○委員 来年の物価情勢で、施行する前に令和5年で4月1日と書いているから、来年の4月までに、すごく値が上がったら、この金額そのものも施行する前から変更しないといけないということもありますよね。だから、263円、293円というのは記載をしないといけないものなのではないでしょうか。

○事務局 金額の記載につきましては、規則などで言っておかないと、保護者に説明ができないかなと思っております。ただ、この4月1日までに、今、物価高騰が起きておりますので、金額の変更があるかもしれないので、そこは未定という形になると思います。

○教育長 保護者から頂く金額的なものは規則の中に明記しておく必要があるということ、御理解いただきたいと思います。ほかに何か御質問ございますか。
条例、規則につきましては、議会のほうに提案をするということのでつないでいきたいと思っております。御承認いただいたということでよろしく願いします。

議 事 協議事項 3 高砂市教育長の職務代理者の事務委任に関する規則(案)について

○事務局 (協議事項3について説明)

○教育長 説明は終わりました。何か御質問ございますか。

きちっと規則の中で明記しておくという話がありましたけど、何かほかに御質問とかございましたら、御意見でも結構なので、お願いいたします。

○委員 事務というものの範囲とか内容とかを要綱等で詳しく、ある程度示しておいていただけるとありがたいなと思います。

- 教育長 内容などの詳細については要綱で示していくということによろしいですか。
- 事務局 要綱という形にするのか、運用規程とするのか、どこで示すのかというのは未定ですが、何らかの形で整理をしてみたいです。また、改めて示させていただきます。
- 教育長 事務の委任を明記するというので、事務内容の詳細の部分については、どのような形とするのかはまだ未定ですが、きちっと示すということで今後進めてみたいと思います。
- 委員 職務代理者の分で、短期間離れるという形の問題と、例えば教育長が長期にわたり欠席というか、出席できないようなときは、実際、任期の問題とかいろいろなことがある。そういうところまで全部、細かく決めるんですか。この教育長職務代理者というのは、特別職としての教育長の権限をすべて責任をもって全うするの
か。
例えば、話として亡くなられたとしたら、その間のあと1か月か2か月任期があるとしたら、明らかに教育長としての職務代理者として完全にそれを全うしてもらいたいような形にするのか。それとも、実際、そこで新たな教育長の任命を市長からしてもらわないといけないのか。その辺りのことはどうなるんですか。
- 教育長 事務のことについて、常勤の委員さんではないので、非常勤ですので、同じように教育長の職務を代理者が担うということは難しいと思うんです。
- 委員 そうでしょうね。
- 教育長 ただ、その部分で、事務の一部という表現になっています。事務の一部を事務局の職員に委任するというので、ここで事務委任という言葉が出てきていると思うんです。
教育長の職務代理者の事務委任に関する規則については、ここについては了解いただいていますけど、この事務について、議会関係であるとかまだ明確になっていない部分については、少し時間をいただいて調整をさせていただくということによろしくお願いいたします。承認いただきました。

議 事 報告事項 1 高砂市教育施設整備庁内検討委員会設置要綱について

- 事務局 (報告事項1について説明)
- 教育長 説明は終わりました。何か御質問ございますか。
よろしくお願ひいたします。

議 事 報告事項 2 庁内委員会委員の任命について

- 事務局 (報告事項2について説明)
- 教育長 説明は終わりました。何か御質問ございますか。

よろしくお願ひいたします。

議 事 その他 1 9月の行事予定について

○事務局 （その他1について説明）

○事務局 本年度の自然学校においては、1泊2日プラス3日間の体験活動ということで、体験活動自体5日間行うことになっています。この6日、7日の自然学校1日目、2日目というのは1泊2日で行きまして、そのほかの、例えば2日の自然学校だけが単独であるのは、日帰りでバスを使って行くという体験活動の自然学校となります。

○教育長 今年については1泊2日とプラス3日の体験学習ということですね。

○委員 1泊2日のところと1日の体験をする場所、当然、場所は違いますよね。

○事務局 違います。

○委員 変わってきますよね。

○事務局 はい。

○委員 市内の小学校で宿泊する場所は同じようなところに行ってるんですか。分散しているんですか。

○事務局 そうです。

○委員 体験場所は、ばらついていますか。

○事務局 全く同じということではなく、分散し、それぞれ違うところがあります。

○委員 体験というのはどういうことを体験するんですか。

○事務局 例えば音水湖に行ってカヤック、カヌーに乗ったり、あとは波賀町のほうに行つて野外炊さんをしてくるとかというような体験活動です。

○教育長 校長会で検討しまして、やっぱり2泊することはリスクがあるので、1泊2日と、あと3日間ということで決まったそうですね。

○委員 計5日間ということですか。

○教育長 そうです。あと何か御質問ございますか。

○事務局 別件で報告をお願いします。

○教育長 行事予定については以上でお願いします。次の報告をお願いします。

○事務局 先ほど追加で2枚配らせていただいた資料ですが、令和4年8月25日付の資料につきましては、教育委員会から保護者へ配るよう各学校へ周知したものです。このたび、8月19日付で文部科学省のほうから、学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインが改定されました。それを受けて、4月6日付で一度、保護者宛てに配っていたんですが、ガイドラインの改定に合わせて変更して配っているものになります。

変更箇所は、記書きの下、丸の児童生徒の陽性が確認された場合の2つ目の黒点で、同一の学級において複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、

その児童生徒等の中で感染経路に関連がない場合や、そのほか学級内のほかの児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については臨時休業等を行わない。ただし、感染状況等により、必要な場合は学校医等と相談の上、助言等を踏まえ、疫学調査や臨時休業等を検討するということとなっております。

あわせて、次の令和4年8月付の臨時休業等の考え方の資料につきましては、まだ学校のほうには周知しておらず、この後、決裁が通った後、周知しまして、ホームページのほうも更新しようと考えております。これも令和4年の2月付で広報しているものを同じように改正しております。

改正箇所は学級閉鎖のところの2つ目の白丸、同じ、先ほど読みました「同一の学級において」というところです。そこを改定しております。報告させていただきます。

あわせて、先日の園長校長会のほうで、私のほうから校長のほうに同じように説明をさせていただきまして、例えば今日、始業式があったんですけども、始業式で例えば8人ぐらい欠席者がいたとしても、それは学校に来ていなかった状態ですので、学級の中で感染が広まっているとは考えられないので、早急に学級閉鎖等、相談することはないですよという考えですということをお伝えしております。その後、例えば登校した後、体調不良の児童生徒が出てきたときに、その子の様子、またその子の近くの児童生徒の様子を見て、万が一学級の中で感染が拡大している可能性がある場合でしたら、また学校医と相談してください。また、8人、9人ぐらいいて、ちょっと校長先生が不安に感じられたときも、学校医さんと相談された上で、1学期の後半同様に、健康観察という形で2日程度、様子を見ましょうかということで、学級閉鎖という名前にはなるんですけども、感染拡大によるものではなくて健康観察ということで2日程度、学級閉鎖をすることはあるかもしれませんということをお併せて説明させていただきました。

令和4年8月25日 午後4時00分 教育長会議の閉会を宣告
